

告 示

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和七年八月一日から施行する。

令和六年埼玉県教委告示第二十一号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和七年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

令和七年七月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	六、一四三円	一三、九七五円
二十五歳以上三十歳未満	六、七〇三円	一五、二三七円
三十歳以上三十五歳未満	七、〇二三円	一八、〇一六円
三十五歳以上四十歳未満	七、三二六円	二〇、八六四円
四十歳以上四十五歳未満	七、五七六円	二二、五六四円
四十五歳以上五十歳未満	七、七六六円	二三、六六六円
五十歳以上五十五歳未満	七、七一一円	二五、三五四円
五十五歳以上六十歳未満	七、三四八円	二六、一八七円
六十歳以上六十五歳未満	六、一九二円	二二、六九四円
六十五歳以上七十歳未満	四、二〇〇円	一七、四八四円
七十歳以上	四、二〇〇円	一三、九七五円